

見附市訓令第2号

見附市文書規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年4月1日

見附市長 稲田 亮

見附市文書規程の一部を改正する規程

見附市文書規程（平成12年見附市訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表第3を以下のように改める。

別表第3（第40条関係） 文書記号

| 文書記号 | 課名       |
|------|----------|
| 会    | 会計課      |
| 企    | 企画調整課    |
| 総    | 総務課      |
| 市    | 市民税務課    |
| 経    | 地域経済課    |
| 農    | 農林創生課    |
| 健    | 健康福祉課    |
| 建    | 建設課      |
| 都    | 都市環境課    |
| 水    | 上下水道局    |
| まち   | まちづくり課   |
| 交    | 市民交流センター |
| 中公   | 中央公民館    |
| 北公   | 北谷公民館    |
| 葛公   | 葛巻公民館    |
| 新公   | 新潟公民館    |
| 上公   | 上北谷公民館   |
| 今公   | 今町公民館    |
| 図    | 図書館      |
| 民    | 民俗文化資料館  |

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。